

令和8年度 会計実地検査について

会計局では、新公会計も含めた「総合検査」等を実施し、より正確で確実な会計事務の確保に努めます。

総合検査

○「総合検査」の内容

収入・債権関係（歳入全般、直接収納、債権管理）、支出関係（歳出全般、契約方法、支出負担行為の事務手続、支出方法、検査等）、会計職員・資金前渡職員等任免手続、出納員、会計員等へのヒアリング等

【基本項目】

- ①経費支出荷が適切な時期に行われているか。
- ②現金の保管・管理が適正に行われているか。
- ③調定額の確認、履行の確認、支出命令及び支出審査が確実にされているか。
- ④適正な価格検証が行われているか。また、契約の手続に不備はないか。
- ⑤小口支払基金の執行状況に問題はないか。
- ⑥事務処理の誤りや遅れによって、本来支払う必要のない手数料や延滞利息が発生していないか。
- ⑦源泉徴収すべき所得税を適正に徴収できているか。
- ⑧所属長による自己検査について、適正に実施しているか。

【重点項目】

- ①支出命令等の確認不足等により、債権者や支払金額の誤りがないか。
- ②手続の失念や遅延等により、支払遅延が発生していないか。（延滞利息等の発生含む）
- ③振込口座の確認不足等により、振込不能となっていない

○ 手法；事前通知

○ 対象；全所属（ただし、警察署及び企業会計を除く）

特別検査

○「特別検査」の内容

- 1 金庫内の点検
- 2 協議会関係
- 3 会計事務全般にわたる情報・意見交換

【基本項目】

- ①現金・郵券類等の保管は適正に行われているか。
- ②府が事務局を担当する協議会等の出入金の出納等が適正に行われているか。

○ 手法；抜打ち

○ 対象；全職場（支所、分室等含む。警察を除く）

臨時検査

○ 会計事務において重大な事案が発生したときに行う。（内外からの通報への対応含む）